

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年大分県条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第三条第一項の申請書 浄化槽保守点検業/登録/更新登録/申請書(第一号様式)

二 条例第三条第二項第一号の書類 誓約書(第一号様式)

三 条例第三条第二項第二号の書類 器具明細書(第一号様式)

四 条例第三条第二項第三号の書類 浄化槽清掃業者名簿(第一号様式)

五 条例第四条第一項の浄化槽保守点検業者登録簿 浄化槽保守点検業者登録簿(第二号様式)

六 条例第十条の標識 浄化槽保守点検業者登録票(第三号様式)

七 条例第十三条第三項の証明書 身分証明書(第四号様式)

(登録の申請書の添付書類)

第三条 条例第三条第二項第四号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。

一 申請者が個人であるときは住民票の写し(当該個人が未成年者でその法定代理人が法人である場合は、申請者の住民票の写し及び法定代理人である法人の法人登記簿の謄本)、法人であるときは法人登記簿の謄本。ただし、申請者が個人である場合で、当該申請者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されているときは、当該住民票の写しの添付を省略することができる。

二 営業所の平面図及び営業所付近の見取図

三 浄化槽管理士免許の写し

四 浄化槽管理士が条例第九条第三項に規定する研修を受講したことを証する書類(条例第二条第三項の更新の登録を受けようとする場合に限る。)

(平二一規則三・平二四規則二七・令二規則二〇・一部改正)

(閲覧の場所、時間等)

第四条 浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧場所は、大分県生活環境部循環社会推進課とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

3 大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項各号に定める県の休日は、登録簿を閲覧することができないものとする。

(平元規則五六・平二規則二一・平九規則四五・平二九規則四四・一部改正)

(変更の届出の手續)

第五条 条例第六条第一項又は第二項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書(第五号様式)により行わなければならない。

(廃業等の届出の手續)

第六条 条例第七条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書(第六号様式)により行わなければならない。

(浄化槽管理士に対する研修)

第六条の二 条例第九条第三項に規定する規則で定める研修は、知事が指定する者が実施するもの又はこれに準ずるものとして知事が認めるものとする。

(令二規則二〇・追加)

(営業所ごとに備えるべき器具)

第七条 条例第九条第四項の規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

一 透視度計

二 水素イオン濃度指数測定器具

三 亜硝酸反応測定器具

四 水準器

五 温度計

六 塩素イオン濃度測定器具

七 残留塩素測定器具

八 溶存酸素濃度測定器具

九 汚泥沈殿率測定器具

十 スカム厚測定器具

十一 汚泥厚測定器具

(令二規則二〇・一部改正)

(帳簿の記載事項等)

第八条 条例第十一条の帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

二 保守点検を行った浄化槽の設置場所、処理能力及び処理方式

三 保守点検を行った年月日及びその結果

四 保守点検を行い、又は実地に監督した浄化槽管理士の氏名

五 条例第九条第七項の規定により通知した浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び通知年月日

2 前項の帳簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後三年間営業所ごとに保存しなければならない。

(令二規則二〇・一部改正)

(書類の経由等)

第九条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とし、主たる営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

(平一七規則六二・平二〇規則三七・一部改正)

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第五六号)

この規則は、平成元年八月六日から施行する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第四五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六六号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(改正前の大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)

- 2 改正前の大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則第一号様式から第七号様式まで、改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第一号様式、第十五号様式及び第二十一号様式並びに改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第一号様式(その一)及び第五号様式(その二)の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成二四年規則第二七号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第二〇号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

[第1号様式\(その1\)\(第2条関係\)](#)

(平11規則66・平21規則3・平24規則27・令2規則20・一部改正)

第1号様式(その1)(第2条関係)

(表)

浄化槽保守点検業登録申請書  
更新登録

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
申請者 フリがな  
氏 名

〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

電話番号( ) —

浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

役員(業務を執行する社印、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名(法人である場合に限る。)	フリがな氏名	役 名
営業区域に係る市町村の名称		
更新登録の申請時に既に受けている登録	登録番号	第 号
	登録年月日	
申請者が未成年者である場合は、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	フリがな氏名	〒( — )  電話( — — )
	住 所	

添付書類

- 1 誓約書
- 2 器具明細書
- 3 浄化槽清掃業者名簿
- 4 申請者が個人であるときは住民票の写し(当該個人が未成年者でその法定代理人が法人である場合は、申請者の住民票の写し及び法定代理人である法人の法人登記簿の謄本)、法人であるときは法人登記簿の謄本。ただし、申請者が個人である場合で、当該申請者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されているときは、当該住民票の写しの添付を省略することができる。
- 5 営業所の平面図及び営業所付近の見取図
- 6 浄化槽管理士免状の写し
- 7 浄化槽管理士が条例第9条第3項に規定する研修を受講したことを証する書類(ただし、更新の登録申請を行う場合に限る。)

(裏)

営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		
ふりがな 名 称	所 在 地 電 話 番 号	ふりがな 氏 名	浄化槽管理 士免状の交 付番号	担当する営業 区域に係る市 町村の名称

第1号様式(その2)(第2条関係)

誓 約 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

申請者は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

注 「申請者は」とあるのは、申請者が法人の場合は「申請者及びその役員は」と、申請者が未成年者の場合は「申請者及びその法定代理人は」と、申請者が法人の場合でその役員のうちに未成年者がいる場合は「申請者並びにその役員及び法定代理人は」と記載すること。





第2号様式(第2条関係)

(表)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	第 号	登録年月日	・	・
			・	・
			・	・
			・	・
			・	・
			・	・
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号	(〒 )  ( ) -			
ふりがな 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)				
営業区域に係る市 町村の名称				
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう。)の氏名	ふ	り	が	な
	氏			名
登録者が未成年者である場合は、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	ふりがな 氏名			
	住 所	〒( - )  電話( - - )		



第3号様式(第2条関係)

第3号様式(第2条関係)

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

35センチメートル以上

40センチメートル以上

第4号様式(第2条関係)

第4号様式(第2条関係)

(表)

写 真 ち よう 付 印	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 職・氏名	年 月 日生
上記の者は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年大分県条例第36号)第13条第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		
大分県知事		印

(裏)

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例抜すい

(報告徴収・立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5号様式(その1)(第5条関係)

(平11規則66・一部改正)

第5号様式(その1)(第5条関係)

浄化槽保守点検業登録事項変更届出書  
(新たな営業区域を設ける場合)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名)  
電話番号( ) —

新たな営業区域を設けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により届け出ます。

登録番号	第 号	登録年月日	・ ・
変更内容	新たに設けようとする営業区域に係る市町村の名称	浄 化 槽 管 理 士	
		ふ り が な 氏 氏 名	浄化槽管理士免状の交付番号

添付書類

浄化槽清掃業者名簿

第5号様式(その2)(第5条関係)

(平11規則66・平21規則3・平24規則27・一部改正)

第5号様式(その2)(第5条関係)

浄化槽保守点検業登録事項変更届出書

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を変更した場合  
営業所の名称及び所在地を変更した場合  
法人の役員を変更した場合  
法定代理人を変更した場合  
浄化槽管理士を変更した場合〕

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
届出者 氏名  
〔法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕  
電話番号( ) ー

登録事項に変更が生じたので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。

登録番号	第 号	登録年月日	・ ・
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日	・ ・		
変更理由			

添付書類

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を変更した場合は、個人であるときは住民票の写し、法人であるときは法人登記簿の謄本(届出者が個人である場合で、当該届出者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されているときは、当該住民票の写しの添付を省略することができる。)
- 2 営業所の所在地を変更した場合は、変更後の営業所の平面図及び営業所付近の見取図
- 3 法人の代表者又は役員を変更した場合は、誓約書
- 4 法定代理人を変更した場合は、法定代理人が個人であるときは住民票の写し、法人であるときは法人登記簿の謄本(当該法定代理人が個人である場合で、当該届出者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されているときは、当該住民票の写しの添付を省略することができる。)
- 5 浄化槽管理士を変更した場合は、当該浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

第6号様式(第6条関係)

(平11規則66・一部改正)

第6号様式(第6条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

電話番号( ) —

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により届け出ます。

浄化槽保守点検業者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	登録番号	第 号	登録年月日	・ ・
浄化槽保守点検業者と届出者との関係	浄化槽保守点検業者が個人であつた場合	本人・相続人(続柄 )		
	浄化槽保守点検業者が法人であつた場合	役員・破産管財人・清算人		
廃業等の年月日	・ ・			
廃業等の理由				